

Title	評価規約の規定要因：米山学説 (7)
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Yoneyama theory (7)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2022
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.64, No.6 (2022. 2) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	<p>最後に、第3の課題である「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係に関する問題を取上げることしよう。斎藤学説では、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが同格的に位置づけられたので、所属する勘定項目にズレが生じてしまったのであった。したがって、そのズレを解消しようとするれば、どちらかの分類を規準にして、他方の分類を再構成することにならざるを得ないであろう。米山学説の場合には、配分・評価分類を規準にして、事業資産・金融資産分類を再構成するという道筋を辿ったのであり、その結果として、「事業資産」・「金融資産」という分類が形成されたのであった。この点に、米山学説の特質が認められると言っても過言ではないであろう。</p> <p>しかしながら、そうした経緯のために、次のような問題点が、指摘されなければならない。すなわち、①両分類の調整にさいし、配分・評価分類を規準にしたことに合理性があるのか、②配分・評価分類に一方的に引きずられて再構成されたとしたら、「事業資産」・「金融資産」分類が理論的に成立するのか、そして③事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とに実質的結び付きが形成されたのか、といった疑問が湧出するのである。本稿では、この3点を検討することしよう。</p> <p>最後に、斎藤学説との関係を視野に入れて、米山学説の総括をしておこう。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20220200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

評価規約の規定要因

— 米山学説（7） —

笠井昭次

<要約>

最後に、第3の課題である「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係に関する問題を取上げることしよう。斎藤学説では、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とが同格的に位置づけられたので、所属する勘定項目にズレが生じてしまったのであった。したがって、そのズレを解消しようとするれば、どちらかの分類を規準にして、他方の分類を再構成することにならざるを得ないであろう。米山学説の場合には、配分・評価分類を規準にして、事業資産・金融資産分類を再構成するという道筋を辿ったのであり、その結果として、「事業資産」・「金融資産」という分類が形成されたのであった。この点に、米山学説の特質が認められると言っても過言ではないであろう。

しかしながら、そうした経緯のために、次のような問題点が、指摘されなければならない。すなわち、①両分類の調整にさいし、配分・評価分類を規準にしたことに合理性があるのか、②配分・評価分類に一方的に引きずられて再構成されたとしたら、「事業資産」・「金融資産」分類が理論的に成立するのか、そして③事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とに実質的結び付きが形成されたのか、といった疑問が湧出するのである。本稿では、この3点を検討することしよう。

最後に、斎藤学説との関係を視野に入れて、米山学説の総括をしておこう。

<キーワード>

価値生産活動、交換的損益、収益と費用、二面的損益計算形態、物量的フロー、資本貸与活動、時間的損益、受取利息、一面的損益計算形態、物量的フローの欠如

IV 「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との関係に関する問題点

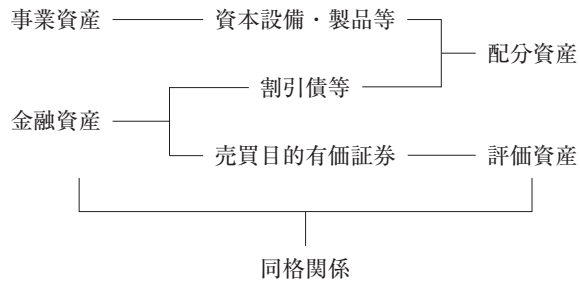
(1) 論点の所在

米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類および配分・評価分類に関する個別的問題点は、以上において、一通り検討したので、最後に、両分類の関係に関する理論的問題点を取上げよう。ある意味では、この点にこそ、米山学説の特質が認められると言っても過言ではないであ

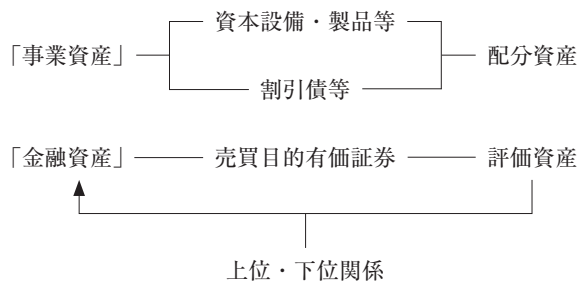
ろう。そこで、Iでふれたところではあるが、斎藤学説との比較によって、この点を整理しておこう。すなわち、斎藤学説においては、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とは、いわば同格的に位置づけられているので、次の図表の（イ）に示すように、所属する諸勘定項目に、ズレが生じてしまったのであった。

<図表30>

(イ) 斎藤学説



(ロ) 米山学説



このズレの存在をひとつの理論的な問題点とみるならば、そのズレは、解消されなければならないことになる。もっとも、その解決の仕方には、種々の考え方があり得ようが、米山学説の辿った道は、配分・評価分類を規準にして、事業資産・金融資産分類のほうを調整するというものであったと筆者は考えている。そこに、米山学説の著しい特質が認められるのである。いずれにしても、そのように、配分・評価分類にいわば一方的に合わせられるように調整された結果として生じたのが、「事業資産」・「金融資産」分類に他ならない。

以上のようにして「事業資産」・「金融資産」分類が形成されたので、その結果として、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とに存在していたズレは、解消されたのであった。それを示したのが、上の図表の（ロ）に他ならない。

しかしながら、そうであれば、米山学説における「事業資産」・「金融資産」分類は、斎藤学説における事業資産・金融資産分類のように、その理念に従って形成されたものではなく、配分・評価分類の論理に、いわば一方的に規定される形で形成されたものであるいじょう、そうした経緯を含めて、両分類の関係の理論的妥当性が、改めて検討されなければならない。そこで、ここ

では、筆者の視点から、次の3点を組上に載せることにしよう。

まず第1は、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とのズレを解消するにさいして、米山学説においては、どうして、配分・評価分類を規準にしたのかということが、まずもって問われなければならない。そのことに、何らかの合理的根拠が、あったのであろうか。しかし、その点については、格別に言及されていない。したがって、ここに、検討する必要があるのである。

第2は、「事業資産」・「金融資産」分類が、配分・評価分類の論理に一方的に引きずられて形成されたものであるとしたら、「事業資産」・「金融資産」分類が、そもそも理論的に成立するのか、といった疑念があってもしかるべきであろう。そうであれば、改めて、この分類の理論的妥当性に関する検証が、なされなければならないのではないだろうか。

そして第3は、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との具体的な結び付きの妥当性である。配分・評価分類と事業資産・金融資産分類とにズレが生じないように調整されたのであるから、形式的には、両分類にある種の対応関係があるのは、当然のこととも言えよう。しかし、問題は、ズレの解消のために、配分・評価分類に強引に合わせる形で、「事業資産」・「金融資産」分類が形成されたものであるだけに、「事業資産」と配分資産とに、および「金融資産」と評価資産とに、実質的な結び付きがあるのかどうかということが、改めて問われなければならない。そこで、この点についても、検討の必要があるのである。

この3点を、以下において、順次取上げることとしたい。

(2) 規準にする分類の選定に関する疑問

(i) 整合性回復のためのふたつの道筋

事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とに、そこに帰属する諸勘定項目にズレがあるとすれば、そのズレの解消を図り、整合的な関係を構築しようとすることは、説明理論にとり、ごく自然な発想であろう。しかし、もちろん、そうした整合的な関係の在り方は、唯一というわけではない。ここで取上げているふたつの分類の調整の場合には、ごく単純に考えれば、事業資産・金融資産分類を規準にして、配分・評価分類を再構成する道筋もあれば、その逆に、配分・評価分類を規準にして、事業資産・金融資産分類を再構成するという道筋もあろう。ここでは、前者を事業資産・金融資産分類規準観、後者を配分・評価分類規準観と名付けておこう。

その場合、一方、事業資産・金融資産分類というのは、経済財におけるのれんの存否をメルクマールとしているのであるから、計算対象にかかわる分類とみることができよう。他方、配分・評価分類というのは、損益計算要素の数による類別、あるいはフローとストックとの関係に関する類別であるから、「成果の捉え方」つまり計算方式にかかわる分類とみてよいであろう。そうであれば、配分・評価分類基準観というのは、計算方式を規準にして、計算対象を再構成する道筋に他ならない。その意味において、計算方式主導観と言ってもよいであろう。それに対して、事業資産・金融資産分類規準観というのは、計算対象を規準にして、計算方式を再構成することになるので、計算対象主導観と名付けることができよう。

このように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との調整に関して、ふたつの道筋を想

定した場合、米山学説は、計算方式主導観（配分・評価分類規準観）の道筋を選択したわけである。すなわち、配分・評価分類に合わせるべく、金融資産の定義に、「のれんの獲得の期待」だけではなく、「時価差額の獲得」というメルクマールをいわば一方的に追加することによって、割引債等を金融資産カテゴリーから排除し、配分概念に対応する「事業資産」カテゴリーに転属させたのであった（その結果、金融資産カテゴリーには、売買目的有価証券だけが帰属することになり、ここに、評価概念に対応する「金融資産」というカテゴリーが形成されたのであった）。

かくして、そのようにして形成された「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類とは、所属する諸勘定項目の点では、ズレが存在しなくなり、その点に関するかぎり、統合的な体系になったわけである。

もちろん、こうした見解の主張は、ひとつの仮説としては、有意味であろう。しかしながら、他方で、計算対象主導観（事業資産・金融資産分類規準観）といった考え方もあり得るのであるから、どうして、事業資産・金融資産分類ではなく、配分・評価分類のほうを規準にしたのか、つまり、どうして、計算方式主導観（配分・評価分類規準観）のほうが、計算対象主導観（事業資産・金融資産分類規準観）より妥当なのか、ということが問われなければならないのではないだろうか。

しかし、この点については、米山学説は、まったく言及していない。そこで、筆者の視点から、若干検討することとしたい。結論的には、どちらの分類が主導たるべきか（どちらの分類が規準たるべきか）に関するかぎり、計算対象主導観（事業資産・金融資産分類規準観）のほうが妥当であると筆者は考えているので、(ii)において、計算方式主導観（配分・評価分類規準観）の理論的問題点を検討する。そのうえで、計算対象主導観ならそうした理論的問題点を補正していることを (iii) で明らかにすることとしたい。

(ii) 計算方式主導観（配分・評価分類規準観）の理論的問題点

米山学説が現実に規準にしたのは、事業資産・金融資産分類ではなく、配分・評価分類であるいじょう、米山学説は、配分・評価分類規準観（計算方式主導観）に準拠していると考えてよいであろう。²⁴⁾しかしながら、この考え方に、筆者は疑念を抱いている。ここでは、次の3点を指摘しておく。

まず第1は、金融資産概念の消滅である。すなわち、この考え方によれば、いわゆる金融商品（割引債等および売買目的有価証券）が、「事業資産」（割引債等）と「金融資産」（売買目的有価証券）とに分属させられるので、そのかぎりにおいて、金融資産という概念が、存在しなくなってしまうのである。

しかしながら、現行会計の計算目的が、損益計算にあるのなら、損益を産出する経済活動とし

24) なお、言うまでもないが、米山学説が、自己の体系を配分・評価分類規準観あるいは計算方式主導観と規定しているのではない。配分・評価分類規準観と事業資産・金融資産分類規準観との二項対立、あるいは計算方式主導観と計算対象主導観との二項対立といった類型化は、筆者が考えたものである。したがって、米山学説を配分・評価分類規準観あるいは計算方式主導観と規定したのは、筆者の見解に他ならない。

ては、価値生産活動と金融活動とは、唇齒輔車の関係にあり、共に必要不可欠である。そうであれば、金融資産という独立の概念なしに、現行会計を合理的に説明することなど、およそ不可能なのではないだろうか。

第2は、計算対象と計算方式との関係に関する、米山学説のそもそもの考え方に悖っているようにも思えることである。この点については、既にIで指摘したことではあるが、「どのような期待が寄せられるのかに応じて、採用される業績評価のしくみ」(米山[2003] 4ページ、傍点および波線は笠井)も異なってくる、というのが米山学説のそもそもの考え方であった。この傍点部分が意味する「投資に寄せられた期待」に基づく分類が、事業資産・金融資産という計算対象にかかわる分類であり、波線部分の「業績評価のしくみ」に関する分類が、配分・評価という計算方式にかかわる分類に他ならない。そうであれば、米山学説においては、その理念的な考え方としては、事業資産・金融資産分類規準観あるいは計算対象主導観に準拠しているとも思われるのである(この点については、註2も、参照されたい)。その場合には、実際に採用された計算方式主導観(配分・評価分類規準観)は、米山学説のそうした理念的考え方に背馳しているとも言えるのではないだろうか。

そして第3は、会計処理の規定要因という視点からの疑問である。もっとも、この視点については、米山学説は、まったく言及していない。そこで、ここでは、私見を一方的に述べることにしよう。

今日のところ、会計処理を規定するのは、計算対象の論理であるとする見方と計算方式の論理であるとする見方とのふたつがあり得ると筆者は考えている。この会計処理の規定要因という視点からすれば、米山学説の配分・評価分類規準観あるいは計算方式主導観というのは、配分・評価分類という計算方式分類が、規準であり主導的であるいじょう、会計処理を規定しているのは、配分・評価分類という計算方式分類であることになろう。こうした考え方は、「計算方式規定要因説」²⁵⁾とでも言えよう。

そこで、この計算方式規定要因説の考え方を、ここでは、売買目的有価証券の原価評価から時価評価への転換の事例によって、具体的にみておこう。この点については、一般的には、次のように考えられているのではないだろうか。すなわち、売買目的有価証券は、取得原価主義会計論のもとでは、配分カテゴリーに属するものとみなされ、取得原価で処理されたのに対して、現代会計理論のもとでは、評価カテゴリーに属するものとみなされ、その結果、売却時価で評価されるようになったという理解である。米山学説(計算方式規定要因説)も、おそらく、そのような理解にたっているのではないだろうか。

そうした理解のもとでは、売買目的有価証券は、いわば任意に、配分カテゴリーにすることも

25) 今日の会計理論は、ほとんど、この考え方に依拠しているようである。すなわち、現代会計理論にとり、評価規約の関心事は、売買目的有価証券の原価評価から時価評価への変更の合理的説明にあるが、一般的には、収益費用観から資産負債観への転換として説明されているようである。その場合、収益費用観というのはフローからストックを把握する計算方式、資産負債観というのはストックからフローを把握する計算方式とみなされているようであり、したがって、本文で述べた配分・評価分類規準観あるいは計算方式主導観に類した考え方と言ってよいであろう。

できれば、評価カテゴリーにすることもできる、ということであろう。そこでは、売買目的有価証券の経済的性格というものが、まったく視野に入っていないことには、くれぐれも留意すべきである。それはともかく、そのことを大前提にして、取得原価主義会計論は、売買目的有価証券を、あえて配分カテゴリーとみなし、取得原価評価という会計処理を行なったのに対して、現代会計理論は、あえて評価カテゴリーに属しているとみなし、時価評価という会計処理を選択したことになる。

そうであれば、売買目的有価証券について、取得原価主義会計論があえて配分カテゴリーとみなして原価評価を採用した根拠は何なのか、それに対して、現代会計理論があえて評価カテゴリーとみなして時価評価を採用した根拠は何なのか、ということが問われなければならない。この場合、売買目的有価証券の経済的性質は問題にされていない（つまり、経済的性質は同一とみなされている）のであるから、原価評価から時価評価への変更は、売買目的有価証券の経済的性格の変更を根拠に行なわれたものではない。それでは、どのように考えたらよいのであろうか。

この点については、一般的には、意思決定への役立ちの視点から説明されるようである。すなわち、投資家は売買目的有価証券の時価情報を望んでおり、そのためには、売買目的有価証券を評価カテゴリーに帰属させる必要があったという理由である。つまり、売買目的有価証券の評価規約の変更の根底には、売買目的有価証券を評価カテゴリーにすることが、投資家の意思決定に有用であるという問題意識があった²⁶⁾ということのようである。

しかしながら、そうした意思決定への役立ちということであれば、必ずしも、貸借対照表本体で売買目的有価証券を時価評価する必然性はない。注記あるいは付属明細表で、売買目的有価証券の時価評価を公表すれば事足りるであろう。それなのに、あえて時価評価を貸借対照表本体で行なうとすれば、貸借対照表本体において、売買目的有価証券を配分カテゴリーとするのか評価カテゴリーにするのか、という二者択一の選択があったと考えなければならない。その場合、売買目的有価証券の経済的性格に変更があったのなら、売買目的有価証券の経済的性格としてどちらが妥当なのかということは、客観的に議論することも不可能ではないはずである。しかし、既にふれたように、売買目的有価証券の経済的性格の相違が問われていない（まったく同一の経済的性格とみなされている）いじょう、その二者択一は、ある種の価値判断に帰着してしまう²⁷⁾であろう。しかし、それでは、客観的議論によって合理的な結論を導出する、という科学理論の存在意義に反することになる。

計算方式というのは、もともと、計算対象という実態を表現する形式であるから、計算方式それ自体が、会計処理の規定要因となるということは、たしかに考え難いことではある。

そのように考えれば、会計処理の規定要因という視点からみても、配分・評価分類規準観ある

26) こういう問題意識は、現行会計の合理的説明を企図する説明理論の発想ではない。投資家の意思決定に役立つためには、会計処理はどのようになされるべきか、といった規範的な発想（つまり規範理論的発想）と言ってよいであろう。

27) もっとも、クーンのパラダイム論のように、研究者集団の合意という概念を持ち出せば、売買目的有価証券の配分カテゴリーから評価カテゴリーへの変更を正当化できるかもしれない。しかし、こうした合意という考え方は、科学的議論には馴染まないと筆者は考えている。

いは計算方式主導観といった見方は、説明理論としては成立しないのではないだろうか。

当面は、そうした結論が得られれば、それでよいのであるが、ここで、もうひとつの考え方である計算対象主導観を取上げ、それと上記のみつつの論点との関係を検討しておこう。計算対象主導観によって、以上の3点が補正されていれば、計算方式主導観（配分・評価分類規準観）の問題性を間接的に論証するものとなろう。そうした意味で、次の（iii）において、計算対象主導観を組上に載せることにしよう。

（iii）計算対象主導観の妥当性

以上のように、計算方式主導観（配分・評価分類規準観）については、みつつの理論的問題点が指摘できるのであるが、はたして、これに対立する計算対象主導観に転換することによって、解決するのであろうか。それが、ここでの検討課題であるが、第1の金融資産概念の消滅の問題、および第2の米山学説の理念的考え方との背馳の問題は、計算対象主導観（事業資産・金融資産分類規準観）を採用することによって是正されることは、明らかであろう。

しかしながら、会計処理の規定要因にかかわる第3の問題については、どうであろうか。事業資産・金融資産分類規準観で、現行会計を合理的に説明できるのであろうか。その点については、既にⅢでふれたように、事業資産・金融資産分類がそもそも企業価値評価に便宜な計算対象の識別であるだけに、現行会計の計算目的を損益計算とみるかぎり、現行会計の説明に採用することには、無理があると言ってよいであろう。

ただし、計算対象主導観と事業資産・金融資産分類規準観とは、一義的に結び付いているわけではない。計算対象主導観に依拠しつつ、別の計算対象の分類を規準にすることも、もちろん、可能だからである。そこで、ここでは、損益計算を計算目的とする現行会計の説明に妥当すると筆者が考えている、価値生産活動と資本貸与活動（金融活動）という類別（あるいは実物資本と擬制貸付け資本という類別）を採用して、会計処理の規定要因の問題を考えることにしよう。

まず、価値生産活動・資本貸与活動分類規準観という計算対象主導観における会計処理のプロセスを素描すれば、次のようになろう。すなわち、現行会計の計算目的が損益計算にあるということの大前提にすれば、損益というのは、基本的には、企業の経済活動によって産出されるものであるいじょう、まずもって、企業の経済活動における損益の産み方が、識別されなければならない。次いで、その損益の産み方の特質に従って、それに固有の損益の捉え方（計算方式）が、存在するはずであると考えてるのである。

この点を、価値生産活動および資本貸与活動の事例によって、具体的にみておこう。まず前者であるが、企業における価値生産活動というのは、他者の欲望充足のために、人間労働力を用いて経済財を産出する経済行為に他ならない。つまり、産出された経済財は、市場において、他者に引渡されなければならないのである。したがって、その損益は、本来的に、交換的損益という性格を帯びているわけである。さらに、人間労働力によって産出されるものであるいじょう、産出されたこの経済財には、物量的フローが存在するはずである。ここでは、価値生産活動という経済事象の特質としては、とりあえず、①交換的損益性および②物量的フローの存在という2点

を指摘しておこう。

こうした損益の産み方に関する特質に従って、その損益の捉え方も規定される。すなわち、交換的損益性という特質からは、収益と費用というふたつの計算要素によって、損益が把握されることになるので、計算方式としては、a) 二面的損益計算形態が演繹される。他方、②物量的フローの存在という特質からは、フロー（物量的フロー）の把握が可能であり、フロー額の把握からストック額を導出することができるので、計算方式として、b) フロー主導方式あるいは物量的フロー起点方式（〔物量的フロー→ストック〕として定式化できる）が演繹されるわけである。

それに対して、資本貸与活動に関する経済財は、他者の欲望を充足すべく人間労働力によって産出されたものではない。単に、将来キャッシュフローの獲得が期待できるので、社会によって経済財と認められたもの（擬制貸付け資本）に他ならない。この経済財に関しては、人間労働力によって産出されたものではないがゆえに、物量的フローが欠如しており、ストック価値しか存在しない。そこでは、時間の経過に伴うそのストック価値の変動により、損益が算出されるのである。したがって、その損益の正体は、時間的損益に他ならない。そのように考えれば、資本貸与活動という経済事象の特質としては、とりあえず、③時間的損益性および④物量的フローの欠如という2点が指摘できよう。

既に述べたように、こうした損益の産み方に関する特質が、その損益の捉え方を規定するのである。すなわち、その③時間的損益性という特質によって、時間の経過に伴うストック価値の増減差額が損益になるのであるから、計算方式としても、利得（損失）の一要素しか存在しないことになる。ここに、c) 一面的損益計算形態が、演繹されるのである。他方、④物量的フローの欠如という特質からは、ストック額の把握からストック差額としての利得（損失）額が算出されるという d) ストック主導方式ないしストック差額方式（〔ストック→ストック差額〕として定式化される）が、演繹されるのである。

価値生産活動および資本貸与活動（金融活動）における計算対象と計算方式との関係を一表化すれば、次のようになろう。

<図表31>

価値生産活動	交換的損益	二面的損益計算形態
	物量的フローの存在	物量的フロー起点方式 （フロー主導方式）
資本貸与活動	時間的損益	一面的損益計算形態
	物量的フローの欠如	ストック差額方式 （ストック主導方式）

|| ||
経済活動の特質 → 計算方式の特質

会計処理のプロセスをこのように考えるなら、経済活動上の特質が、それに固有の計算方式を特定化しているのである。もちろん、経済活動と計算方式とは、実体と（それを表現する）形式との関係にあるのであるから、実際には、両者が協働して具体的な会計処理を指定するのであるが、理念的には、その基本的な規定要因というのは、計算方式ではなく、計算対象の側にあると考えなければならない。

このように、会計処理の規定要因が、計算対象にあるとすれば、計算対象の側における分類が、計算方式にかかわる分類を規定しているということになる。そのように考えれば、会計処理の規定要因という視点からみた場合、計算対象主導観のほうが、理論的に妥当なのではないだろうか。

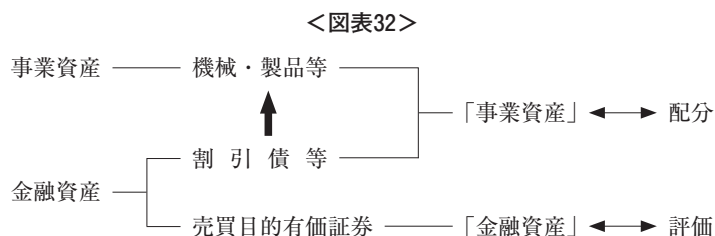
* * *

事業資産・金融資産分類と配分・評価分類との関係に関する第1の論点は、配分・評価分類規準観の妥当性の問題であった。つまり、配分・評価分類を規準として事業資産・金融資産分類を再構成する、という見方に妥当性があるのかどうかが問われたのであった。しかし、以上の検討結果によれば、その妥当性には疑問がある、というのが筆者の結論である。

(3) 「事業資産」・「金融資産」分類の成立の可能性に関する疑問

(i) 必要性の論理と可能性の論理

米山学説では、配分・評価分類を規準にして、一方的に、それに合わせるようにして、事業資産・金融資産分類が再構成されたとすると、そのようにして形成された「事業資産」・「金融資産」分類に、何らかの混乱が生じないのであろうか。つまり、「事業資産」・「金融資産」分類が、配分・評価分類の論理に一方的に引きずられて形成されたということは、具体的に言えば、割引債等が、売買目的有価証券のカテゴリーから、機械・製品等のカテゴリーに転属させられたことを含意している。それを示せば、次のようになろう。



このようにして、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類とに、所属する勘定項目のズレは、無くなったわけである。そうした結果から判断するかぎり、所属する勘定項目のズレを無くすためには、配分・評価分類を規準にするかぎり、どうしても、割引債等を、売買目的有価証券が属する金融資産から、機械・製品等が属する事業資産に転属させる必要があったということであろう。もちろん、「事業資産」・「金融資産」分類形成の経緯が語られていないので、はっ

きりしたことは分からないが、ズレが解消されていることは重要な事実なのであるから、その視点からすれば、配分・評価分類を規準にするかぎり、割引債等が転属したことは、必要性の論理(ズレを無くす必要性)に基づいていると言ってよいであろう。

しかしながら、他方で、必要だからと言って、所属するカテゴリーを自由に変えられるというわけのものではない。そうした転属が理論的に可能であることが、何らかの形で論証されなければならないのではないだろうか。この必要性の論理と可能性の論理とは、峻別されるべきであり、会計理論としては、可能性の論理こそを追究すべきなのではないかと筆者は考えている²⁸⁾。

そうであれば、割引債等が転属した結果として形成された「事業資産」・「金融資産」分類に、何らかの理論的混乱が生じていないかどうか、改めて、検討されなくてはならないであろう。

この点について、ここでは、資産の定義に生じた混乱と処理規約に生じた混乱の2点を指摘しておこう。まず第1の混乱は、Ⅱで既に検討したので、簡単にふれておくにとどめるが、要するに、「事業資産」と「金融資産」との定義がアンバランスになってしまったことである。すなわち、配分・評価分類における評価カテゴリーには、割引債等は含まれていない。それに合わせるためには、金融資産概念から割引債等を除外するような定義が必要になる。ここに、「金融資産」の定義として、「のれんの欠如」に加えて、「時価差額の獲得」というメルクマールを付け加える必要性が生じてしまったのである。しかし、「事業資産」には、こうしたメルクマールの追加は必要でなかったために、「事業資産」と「金融資産」との定義にアンバランスが生まれてしまったのではないだろうか²⁹⁾。

次に第2の混乱であるが、ここでは、これを中心にして検討することにする。これまで、転属した勘定項目を、割引債等と曖昧な形で記述してきたが、これは端的な例示のためであり、正確には、いわゆる満期保有目的の金銭債権に他ならない。そこで、ここでは、割引債の他に、売掛金および貸付金を取上げることにする。

この売掛金・貸付金・割引債が、機械・製品等と同じく、「事業資産」に属するともなると、その処理規約につき、①この三者と機械・製品等との整合性が存在しなければならない。しかし、そのためには、まずもって、②売掛金・貸付金・割引債の三者の処理規約自体にも、整合性が存在していなければならないはずである。

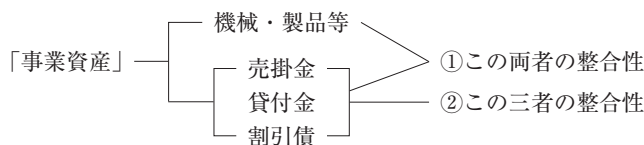
以上を図示すれば、次のようになろう。

28) 可能性の論理および必要性の論理については、笠井 [2010a] 176~180ページを参照されたい。

29) 定義の問題を取上げるとなると、本来、のれんの存否を組上に載せなければならない。つまり、金融商品に属する割引債等に、はたして、のれんが存在するのであろうか。しかし、米山学説は、この点には、まったくふれていない。

もっとも、のれんにかかわっているかにも思える記述がないわけではない。すなわち、満期保有目的にかかわる金銭債権について、「借り入れ先の信用力を評価する能力について、市場参加者の間にばらつきがみられ、自分自身は平均的な市場参加者よりこの点で優れている場合がこれにあたる」(米山 [2003] 29ページ)と説明されているが、この記述なども、その一例である。しかしながら、この説明は、売買目的有価証券にも、該当してしまうので、割引債等のみにのれんが存在することの論証にはならない。米山 [2003] 自体が、のれんの存在の証明として指摘しているわけではないので、真相は不明である。したがって、ここでは、のれんの問題には、これ以上言及しない。

<図表33>



このふたつの整合性が充足されなければ、いくら、売掛金・貸付金・割引債を「事業資産」に転属させる必要があると言ったところで、理論的には不可能である（可能性の論理からは、否定されなければならない）ということになろう。以下、そのような発想のもとに検討する。

(ii) 売掛金・貸付金・割引債の処理規約の整合性

まず②売掛金・貸付金・割引債に関する処理規約であるが、売掛金については、一般に、将来収入額で評価されると理解されているので、この売掛金自体には、損益は、生じないとみなされているようである。それに対して、貸付金および割引債には、さすがに、受取利息という時間的損益が生ずると理解されているが、しかし、その処理規約は、異なっている。すなわち、貸付金の場合には、一般に、現金受取り時に、受取利息が計上される（つまり、[現金××, 受取利息××]と仕訳される）。したがって、貸付金の評価額は、貸付け時の現金支出額のまま維持されるので、原価評価とみなされている。このように、元金と受取利息との処理が分離されているので、貸付金の評価規約は、取得原価とみなされているわけである。しかし、他方の割引債は、今日、償却原価法（利息法）により処理されている。したがって、各期末には、元金に、その時点までの受取利息を加えた金額、つまり、いわゆる償却原価で評価されることになる。このように、割引債の場合には、元金と受取利息とが分離されていないので、割引債のストック額は、元利合計額つまり償却原価評価となるのである。

このように考えると、売掛金・貸付金・割引債の処理規約は、三者三様ということになる。以上を一表化すれば、次のようになろう。

<図表34>

	売掛金	貸付金	割引債
損益の有無	非存在	存在	存在
元金と利息との関係	一体化	別処理	一体化
資産の評価規約	将来収入額	取得原価	償却原価

以上のように、売掛金・貸付金・割引債の処理規約は、まったく異なっており、そこには、何

の整合性もない。このままで、「事業資産」に転属させることなど、理論的には不可能である。それにもかかわらず、どうしても、売掛金・貸付金・割引債を「事業資産」に転属させるということであれば、その以前に、まずもって、この三者の整合性の欠如の問題を解決しておかなければならなかったのではないだろうか。

そこで、ここでは、筆者の考えに従って、解決の方向を模索することとしたい。結論的には、割引債の償却原価法による処理が妥当であり、売掛金および貸付金の処理は、理論的に誤った処理法あるいは簡便法にしかすぎないと筆者は考えている。

まず売掛金の処理方法であるが、掛売上というのは、販売にさいして、販売先に流通信用を提供する経済行為であるから、そこには、何らかの受取利息が発生するはずなのである。しかるに、図表34に示したように、売掛金には、受取利息が生じていない。これは、ひとつの経済事象としては、奇異なことと言わなければならない。

どうして、そんなことが生じたのであろうか。それは、言うまでもなく、売掛金を将来収入額で評価したことに起因している。すなわち、その将来収入額には、元金額のみならず、将来の回収時点まで信用を供与し続けたさいに生ずる将来の受取利息額が含まれている。したがって、売掛金を将来収入額で評価した場合、受取利息額は、販売収益額に含まれているので、結局のところ、売却損益額に計上されてしまっているのである。

しかしながら、会計というのは、現在までに発生した経済事象を記録する機構であるから、将来の受取利息額を計上することなど、およそ不可能である。したがって、売掛金を将来収入額で評価することは、理論的に誤りであると言わなければならない。

このように考えれば、売掛金については、販売時には、現金販売額（将来収入額の割引現在価値）で評価し、回収時に、受取利息額（＝掛販売額－現金販売額）分だけ増価したうえで、掛販売額（販売時におけるいわゆる将来収入額）を現金で収入するという処理方法が妥当であることとなる³⁰⁾。これは、いわゆる償却原価法に他ならない。

次に、貸付金の処理方法を見てみよう。貸付金の受取利息の計上については、一般に、利払時に、現金の授受がなされ、その現金の授受に伴って、[現金××、受取利息××]という仕訳がなされるが、問題は、この仕訳の妥当性である。現金の一方的な流入によって損益が生ずることなど、現金拾得などのいわば例外事象を除いて、あり得ないのではないだろうか。損益計算を計算目的とするかぎり、現金主義会計のように、現金の出入りと損益とを結び付けることの不合理性は、言わずもがなのことであろう。つまり、受取利息の発生・計上と現金授受の事実とは、

30) いま現金売りなら100、掛売りなら120という条件の下で、掛売りしたとすると、売掛金の妥当な処理は、次のような仕訳になると筆者は考えている。この処理方法は、言うまでもなく、いわゆる償却原価法に他ならない。

売上時：売掛金 100、売 上 100
回収時：売掛金 20、受取利息 20
現金 120、売掛金 120

なお、本文中で述べる売掛金・貸付金・割引債に関する妥当な処理方法の詳細については、笠井 [2005] (351～360ページ) を参照されたい。

峻別されなければならないのである。そのことは、割引債のように、受取利息の発生・計上と現金授受の事実とが乖離しているケースを想定すれば、明らかであろう。そうであれば、貸付金のように、両者が一致するケースにおいても、理念的には、別個に仕訳されなければならないのである。その場合、言うまでもなく、一般的には、受取利息の発生・計上のほうが、現金授受の事実より先行しているのであるから、まず受取利息が認識されなければならないが、その受取利息額分だけ、貸付金の債券価値も増加しているはずである。したがって、[貸付金××, 受取利息××]と仕訳されなければならない。割引債のような場合には、その受取利息は、償還時に一括して現金授受が行なわれるので、この仕訳だけで、一段落する。しかし、貸付金の場合には、受取利息の発生・計上に引き続いて、現金の授受がなされるので、その仕訳がなされなければならないが、現金授受がなされれば、その額だけ、貸付金の債権価値は、減少する。したがって、[現金××, 貸付金××]という仕訳がなされなければならないことになる。

このように考えると、貸付金に関する正則的な処理方法は、[貸付金××, 受取利息××]・[現金××, 貸付金××]という仕訳であることになる。このふたつの仕訳における貸付金を相殺したのが、今日一般になされている[現金××, 受取利息××]という仕訳に他ならない。したがって、この仕訳は、一種の簡便法にすぎないのである。そうであれば、理論的な議論をする場合には、正則法を用いなければならないのであるが、この正則法というのは、言うまでもなく、いわゆる償却原価法に他ならない。既に述べたように、[現金××, 貸付金××]と[現金××, 割引債××]との計上時期の相違は、貸付金と割引債との受取利息の支払時期に関する契約上の相違にしかすぎず、償却原価法の本質には、かかわりのないことなのである。

以上のように、受取利息の発生・計上と現金授受とが異なる経済事象であること、および受取利息の発生・計上が債権価値の増価をもたらすこと（元金と受取利息とを一体的に認識すること）を想定するならば、正則的には、売掛金・貸付金・割引債のいわゆる満期保有目的の金融資産の処理規約は、共に、いわゆる償却原価法ということになり、その意味において、整合性があると言ってよいのである。

(iii) 売掛金・貸付金・割引債と機械・製品等との整合性

以上のように、②売掛金・貸付金・割引債のいわゆる満期保有目的の金融資産の処理規約の整合性という点は、クリアーできるのであるが、問題は、①この三者と機械・製品等との整合性である。この点は、既にⅡでも検討してあるので、結論は、明らかであろう。すなわち、一方、満期保有目的金融資産については、いわゆる償却原価法という統一的な評価規約および時間的損益としての受取利息という共通の損益の性質を具有しているのに対して、他方の、機械・製品等については、その評価規約は取得原価法であるし、その損益の性質は、交換的損益としての売却損益である。したがって、満期保有目的金融資産と機械・製品等とは、共通の属性は、存在しないのである。両者は、対立する異なったカテゴリーに属しているのではないだろうか。

* * *

以上のように考えれば、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とに存在するズレを解消するためには、割引債等（満期保有目的金融資産）を、売買目的有価証券から引き離し、機械・製品等のカテゴリーに転属させる必要があったとしても、理論的には可能ではない、ということになるのではないだろうか。

（4）「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との結び付きに関する疑問

最後に、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との結び付きの問題を検討しよう。米山学説においては、ズレが生じないように、割引債等を転属させたのであるから、当然のことに、一方で「事業資産」と配分資産とが、他方で「金融資産」と評価資産とが対応関係にあることになる。しかしながら、その転属が、あくまでズレの解消の必要性に基づいているいじょう、その結び付きは、単なる形式的なものにとどまり、実質的に結び付いているかどうかは、定かではない。

もっとも、実質的な結び付きについて、米山学説も、言及していないわけではない。I（4）（i）でふれたように、米山学説では、「のれんの獲得の期待」と原価配分スキームとは、「キャッシュフロー発生の事実」という要件で結び付けられているようである。しかしながら、この「キャッシュフロー発生の事実」というのは、収益認識にかかわる実現概念上の属性に他ならない（さらに、その点はさて置いたとしても、この要件で、「のれんの獲得の期待」と原価配分スキームとが一義的に結び付けられるかどうか、についても問題なしとしない）。

しかし、「事業資産」・「金融資産」分類は計算対象上の分類、そして配分・評価分類は計算方式上の分類であるから、ここでは、計算対象の属性と計算方式の属性との結び付きが、問われているのである。つまり、投資に寄せられた期待としての「事業資産」は、どうして、計算方式的には原価配分スキームと結び付くのか、他方、投資に寄せられた期待としての「金融資産」は、どうして、計算方式的には評価スキームと結び付くのか、という疑問である。

そうした視点から、まず、「事業資産」と配分との関係を見てみよう。その場合、「事業資産」というのは、「のれんの獲得や実現を期待して行うもの」（米山 [2003] 2ページ）と定義されているのに対して、配分スキームというものは、損益計算要素の数の点からは二面的損益計算形態、そしてフローとストックとの関係の点からはフロー起点方式と規定されているのであるから、「のれんの獲得を期待して行うもの」は、どうして、計算方式上、二面的損益計算形態およびフロー起点方式になるのか、ということが合理的に説明されていなければならない。しかしながら、その点については、説明されていないと言ってよいであろう。

次に、「金融資産」と評価との関係であるが、「金融資産」については、「のれんの獲得を目指さず、もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」（米山 [2003] 2ページ）と定義されている。この定義における「のれんの獲得を目指さないこと」と「時価変動差額の獲得を期待すること」との関係は、不明なので、ここでは、単純に、2個の属性と考えておこう。

それに対して、評価スキームについては、「何らかの属性で測った財の価値が、期中にどれだけ変動したのかに着目した業績評価」（米山 [2003] 3ページ）と定義されている。この定義から

するかぎり、1財の価値変動差額が損益となるのであるから、計算方式上、一面的損益計算形態およびストック起点方式が演繹されることは、明らかであろう。しかしながら、ここで留意しなければならないことは、この定義によるかぎり、割引債等の償却原価法も、該当するという点である。すなわち、そこで問われているのは、「何らかの属性で測った財の価値」であるいじょう、時価評価だけではなく、契約時の期待キャッシュインフローおよび利率に基づく割引現在価値に他ならない償却原価で測った財の価値も、含まれていると考えなければならないのではないだろうか。

そのことを念頭において、「金融資産」は、どうして、評価スキームと結び付くのか、ということを考えてみよう。まず、「のれんの獲得を目指さないこと」と一面的損益計算形態およびストック起点方式との結び付きに関しては、説明がないので、ここでは、不明としか言いようがない。他方、「時価変動差額の獲得を期待すること」と、一面的損益計算形態およびストック起点方式との結び付きについては、問題なしとししない。なぜなら、計算方式に関する評価スキームの定義が上記のようなものであるかぎり、その一面的損益計算形態およびストック起点方式には、償却原価法も含まれてしまうからである。そのかぎりにおいて、米山学説において、計算対象上の「金融資産」の定義と、計算方式上の評価スキームの定義とには、整合性が欠けていると言えるのではないだろうか。

* * *

投資に寄せられた期待に基づく「事業資産」と「金融資産」という分類の主たるメルクマールは、のれんの獲得の有無であるが、それと、配分・評価分類にかかわる一面的損益計算形態・ストック起点方式および二面的損益計算形態・フロー起点方式という類別との実質的結び付きは、不明としか言いようがない。

さらに、「金融資産」の「時価差額の獲得の期待」という計算対象上の属性に関しては、計算方式上の一面的損益計算形態・ストック起点方式の具体的内容と、整合性が欠けている可能性すら指摘されなければならない。すなわち、前者の「時価差額の獲得の期待」という属性からは、時価評価（に基づく一面的損益計算形態およびストック起点方式）しか許容できないのに対して、後者の計算方式にかかわる一面的損益計算形態・ストック起点方式には、時価評価のみならず、償却原価評価も許容される可能性があるのである。

以上の検討結果によれば、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類との実質的な結び付きにしても、合理的な説明が、十全になされているとは言い難いのではないだろうか。

V 米山学説の総括

以上において、評価規約にかかわる米山学説の検討も、ひとまず終了したので、ここで、その総括をしておこう。そのために、これまでもしばしば試みてきたことではあるが、斎藤学説と比較検討することによって、理解が深まるので、ここでも、斎藤学説を起点として、議論を展開す

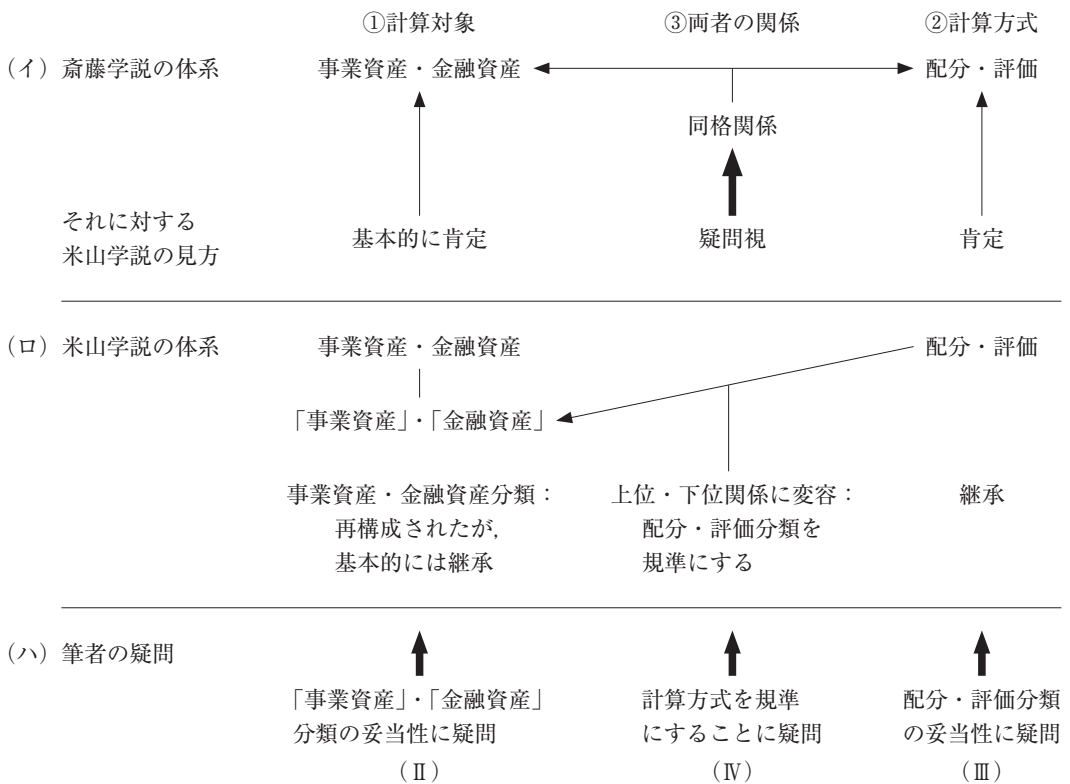
ることにはしたい。

筆者の関心は、現行会計（における評価規約）を合理的に説明する説明理論の構築にあるが、その評価規約を規定する要因としては、①計算対象、②計算方式、そして③計算対象と計算方式との関係の三者を想定している。この枠組によれば、斎藤学説では、①計算対象の類別としては事業資産・金融資産分類が、②計算方式の類別としては配分・評価分類が採用されている。そして③その両者の関係としては、同格関係にあるとみなされているようである。もっとも、斎藤学説において、計算対象の論理と計算方式の論理とを峻別するという問題意識があるかどうかは定かではないが、とりあえず、上記のように考えておこう。

このような斎藤学説に対して、米山学説は、②計算方式については配分・評価分類を肯定しており、したがって、そのまま継承することになる。また①計算対象についても、事業資産・金融資産分類を基本的には肯定しており、継承していると言ってよいであろう。しかし、次の③の観点より再構成される必要があるので、そのまま継承するわけではない。その肯定および継承に、「基本的には」という限定を付した所以である。最後に、③両分類の関係についてであるが、その同格関係性については、米山学説は、疑問視しているようである。

以上を纏めれば、次の（イ）のようになろう。

<図表35>



以上のような理解を前提にして、次に、米山学説の全体像を描いてみよう。①計算対象および②計算方式については、基本的にあるいはそのまま継承されているわけであるから、問題は、③両者の関係である。その同格関係性を、米山学説が疑問視しているとすれば、当然、両者の関係が、是正されなければならないことになる。

もっとも、米山学説自体が、そのことを明確に主張しているわけではない。すなわち、斎藤学説の同格関係という理解によれば、既に繰返しふれたように、事業資産・金融資産分類と配分・評価分類とに、所属する勘定項目（具体的には、割引債等）にズレが生じてしまうのである。それに対して、米山学説では、少なくとも結果的には、そのズレが解消されている。つまり、そのズレが解消されるように、配分・評価分類を規準にして、事業資産・金融資産分類を再構成し、改めて「事業資産」・「金融資産」という分類を構築したのである。したがって、配分・評価分類と事業資産・金融資産分類とは、米山学説では、同格関係ではなく、上位・下位関係（規定・被規定関係）とでもよばれるべき関係に、変容していることになる。そうした結果からするかぎり、米山学説は、斎藤学説の③同格関係性については、疑問視していたと言ってもよいのではないだろうか。

米山学説は、そのような経緯を経て形成されたと筆者は理解しているが、その全体像を示せば、図表35（ロ）のようになろう。そして、その3領域の各々に関する筆者の疑問を纏めたのが、（ハ）に他ならない。

まず②計算方式の領域であるが、今日、配分・評価分類は、「収益費用観から資産負債観への転換」という大義名分のもとに、いわばア・プリアリに妥当性があるとみなされてしまっているようである。したがって、割引債等が、機械・製品等と同じカテゴリーに属していることについては、何の疑念ももたれていないと言ってよいであろう。しかし、本当に、それでよいのであろうか。その点、割引債等と機械・製品等と同じく配分カテゴリーに属していることの妥当性が、改めて問われなければならないというのが筆者の考えである。もっとも、この問題は、既に、意思決定有用性学説および斎藤学説においても取上げたが、その重要性に鑑み、再度、Ⅲで組上に載せたのである。

次に①計算対象の領域であるが、「事業資産」・「金融資産」分類については、大別して、その素性が企業価値評価にかかわる事業資産・金融資産分類に由来していること、および、配分・評価分類に一方的に合わされる形で再構成された、というふたつの問題点があるが、後者は、最後の③の領域にかかわっているので、ここでは、前者を取上げよう。今日、事業資産・金融資産分類に準拠しつつ、例えば事業資産に属する機械・製品等の評価規約は取得原価であるとか、金融資産に属する貸付金等の損益の性質は受取利息であるとかの知見が得られたとみなされているのではないだろうか。しかし、本当に、そのように考えてしまってよいのであろうか。企業価値評価に由来する資産分類から、本当に、そのような知見が演繹できるのであろうか。Ⅱでは、そうしたごく素朴な疑念を組上に載せたのである。

最後に③計算対象の分類と計算方式の分類との関係にかかわる領域であるが、米山学説では、勘定項目の所属にズレが生じないように、計算方式にかかわる配分・評価分類に合わせる形で、

計算対象にかかわる事業資産・金融資産分類が再構成されたのであった。そうであれば、そうした両分類の関係づけの在り方についても、どうして計算方式にかかわる配分・評価分類を規準にしたのか、配分・評価分類に一方向的に合わされた「事業資産」・「金融資産」分類が成立し得るのか、「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類とが実質的に対応しているのか、といった疑問が湧出するのである。そこで、それらを、IVにおいて俎上に載せたのである。

このみつつの領域に関する検討結果によれば、米山学説によって、現行会計に関する合理的な説明が十全になされているとは言えない、というのが筆者の結論である。

参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
笠井 [2010a]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会
笠井 [2010b]：笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
笠井 [2011a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（1）——」『三田商学研究』第54巻第2号
笠井 [2011b]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——特別修繕引当金（2）——」『三田商学研究』第54巻第4号
笠井 [2012]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（1）——」『三田商学研究』第55巻第5号
笠井 [2013a]：笠井昭次稿「資産負債観の説明能力——資産除去債務（2）——」『三田商学研究』第55巻第6号
笠井 [2013b]：笠井昭次稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第3号
笠井 [2013c]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第4号
笠井 [2013d]：笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第5号
笠井 [2018]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——意思決定有用性学説（1）——」『三田商学研究』第61巻第5号
笠井 [2019]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（4）——」『三田商学研究』第62巻第5号
笠井 [2020]：笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義——斎藤学説（5）——」『三田商学研究』第62巻第6号
斎藤 [1999]：斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会
米山 [2003]：米山正樹著『減損会計——配分と評価——（増補版）』森山書店